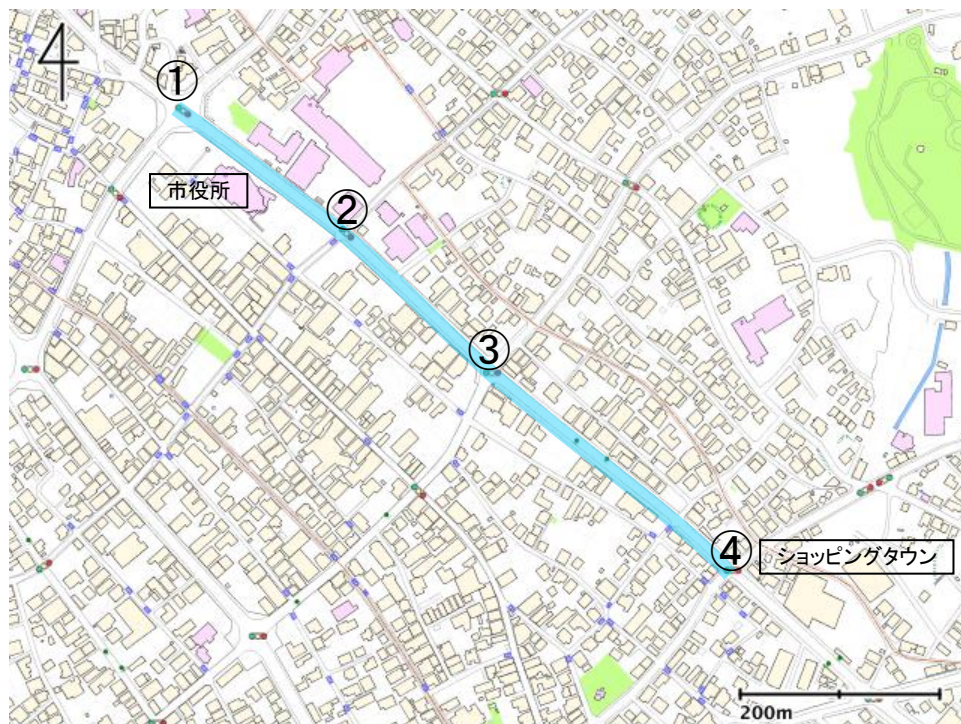


## 4-5 交通安全特定事業計画

生活関連施設名	市役所～ショッピングタウン			
施設管理者名	沖縄県公安委員会			
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施予定期間	
			着手	完了
・音響機能(視覚障がい者用付加装置)の整備 (信号機②、④) ※①、③は整備済				平成28年3月
・歩行者用青時間の確保 (信号機①、②、③、④)				
・経過時間表示付き歩行者用灯器の整備 (信号機①、②、③、④)				
・道路標識及び道路標示の高輝度化				
資金調達の方法	交通安全施設整備事業費			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	別添			

事業実施箇所図、写真等



生活関連施設名	市役所～公設市場～宮古病院			
施設管理者名	沖縄県公安委員会			
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施予定期間	
			着手	完了
・音響機能(視覚障がい者用付加装置)の整備 (信号機⑤、⑥、⑦、⑧、⑨)				平成 2 8 年 3 月
・歩行者用青時間の確保 (信号機⑤、⑥、⑦、⑧、⑨)				
・経過時間表示付き歩行者用灯器の整備 (信号機⑥、⑧)				
・道路標識及び道路標示の高輝度化				
資金調達の方法	交通安全施設整備事業費			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	別添のとおり			

事業実施箇所図、写真 等





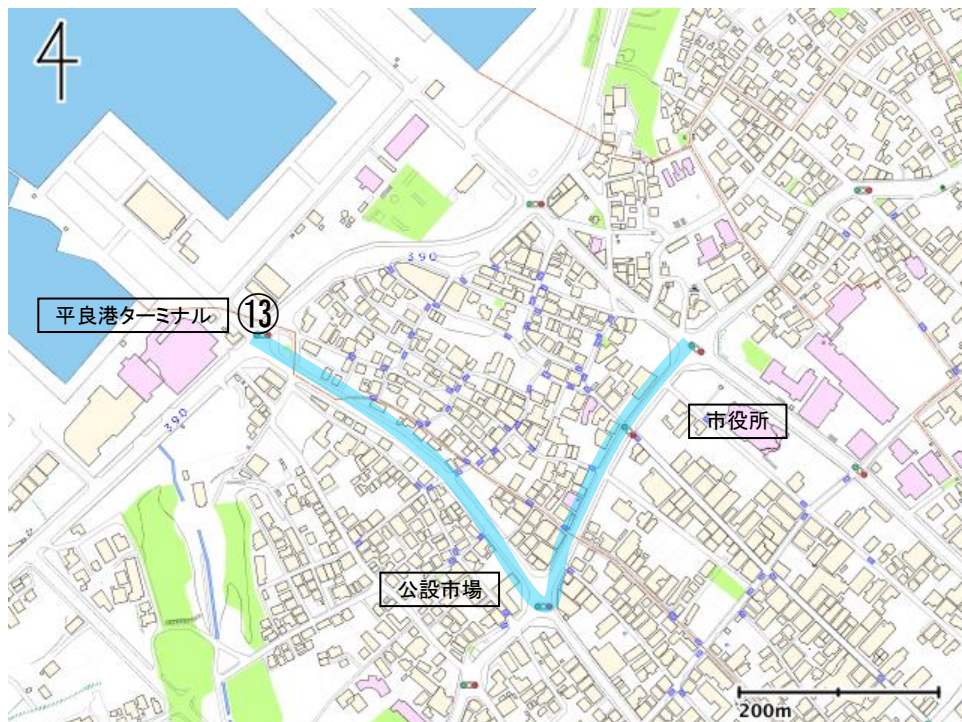
生活関連施設名	市役所～平良保健センター				
施設管理者名	沖縄県公安委員会				
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施予定期間		
			着手	完了	
<ul style="list-style-type: none"> <li>音響機能(視覚障がい者用付加装置)の整備 (信号機⑩、⑪) ※⑫は整備済</li> <li>歩行者用青時間の確保 (信号機⑩、⑪、⑫)</li> <li>経過時間表示付き歩行者用灯器の整備 (信号機⑩、⑫)</li> <li>道路標識及び道路標示の高輝度化</li> </ul>				平成 31 年 3月	
資金調達の方法	交通安全施設整備事業費				
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	別添のとおり				

事業実施箇所図、写真 等



生活関連施設名	平良港ターミナル～公設市場～市役所			
施設管理者名	沖縄県公安委員会			
特定事業内容	事業量	事業費 (千円)	実施予定期間	
			着手	完了
・音響機能(視覚障がい者用付加装置)の整備 (信号機⑬)				平成28年3月
・歩行者用青時間の確保 (信号機⑬)				
・経過時間表示付き歩行者用灯器の整備 (信号機⑬)				
・道路標識及び道路標示の高輝度化				
資金調達の方法	交通安全施設整備事業費			
事業実施に際して 配慮すべき重要事項	別添のとおり			

事業実施箇所図、写真 等



別添

交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

1 関係機関との連携の強化

相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

2 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の導線を調査し、信号機、横断歩道の移設等を検討する。

3 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り、広報啓発活動などの違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

生活関連施設名	重点整備地区区域内	
施設管理者名	宮古警察	
特定事業内容	回答	
・標識・表示の視認性の確保	バリアフリー事業計画推進に向けて、関係機関に対し申請及び要請に当る。	
・違法駐車取締りの強化	事業計画推進に向けて対応に当る。	
・違法駐車防止等の広報・啓発活動の実施	同上	
・交通規制の実施	同上	
資金調達の方法		
事業実施に際して 配慮すべき重要事項		

#### 4-6 その他事業計画

生活関連施設名	重点整備地区区域内
施設管理者名	宮古島市
特定事業内容	
・心のバリアフリーの実施（詳細は、104頁参照）	

生活関連施設名	商店街（西里通り、下里通り、市場通り）
施設管理者名	宮古島市
特定事業内容	
・はみ出し看板・商品の撤去	
・店舗へのスロープ設置に対する補助の検討	
・歩行者天国導入の検討	
・公共駐車場整備の検討	

生活関連施設名	災害時福祉避難所
施設管理者名	福祉事業所
特定事業内容	
・手話対応及び、筆談器による対応の充実	
・場所を明確にできるよう、点字・音声案内を含む施設案内板等の設置	
・職員（社員）による手助けや介助体制の充実	

## 4－7 年次計画

整備優先順位を行う経路を踏まえた上で、各特定事業の年次計画を図表で整理したものを次頁以降に示す。



表 年次計画表（建築物以外①）

特定事業種別	事業実施予定期間 特定事業者	短期				中期		長期					H36以降	
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
公共交通	1. 宮古協栄バス							a. 重点整備地区主要施設を結ぶバスルートの整備（現在バス事業者と宮古島市で協議中）						
								b. 今年度大型か中型は未定だが、2台8便の増車を1月に向けて取り組んでいる						
	2. 八千代バス・タクシー				a. ノンステップバスの導入									継続的な改善
					b. ノンステップバスの路線、時刻の固定									
					c. 低床バスの路線、時刻の固定									
					d. バス乗り場に低床バスの運行情報									
			e. 職員に対する研修や教育、訓練の実施											
							f. 重点整備地区主要施設を結ぶバスルートの整備（現在バス事業者と宮古島市で協議中）							
	3. 宮古タクシー			a. 介護タクシーの台数増（現在1台所有しているが、追加導入は困難な状況）										
	4. 宮古空港ターミナル(株) 点字ブロック改修	H25.4	a. 既設トイレのユニバーサルデザイン化は、改善箇所を点検の上検討する											
b. 多機能トイレ又は、障がい者用トイレの増設														
c. 運行情報提供設備の改善（視覚障がい者用音声機能の付加等）														
d. 出発出入口から乗降口まで移動等円滑化された経路の確保 誘導ブロック（荷物受取口は、各航空会社で対応する）														
e. 円滑に利用できるエントランス、待合所は、改善箇所を点検の上検討する														
f. 車いす利用者に配慮した受付台の高さは、各航空会社で対応する														
	5. 宮古島マリンターミナル(株)		a. ターミナル周辺整備事業											
			b. 障がい者用トイレ改修事業											
			c. エレベーター改修事業											
	6. 平良港ターミナル（港湾課）		a. 旅客船乗り入れ口の改修（離島航路廃止後の利用状況を見ながら対応を検討する）											
都市公園	11. カママ嶺公園		a. 近隣住民に対する駐車禁止周知看板設置											
			b. 駐車場のバリアフリー化整備計画（一部完了）											
			c. トイレバリアフリー化整備計画（一部完了）											
		d. 施設への出入口の改善（必要箇所及び整備済み箇所を調査、精査した上で、駐車場を中心に整備を進めていく）												
		e. 休憩施設〔四阿、ベンチ等〕の設置（設置可能な場所を調査、選定してベンチの設置を継続して進めていく）												

■：特定事業計画内容 □：ヒアリングによる特定事業内容



表 年次計画表（建築物以外②）

特定事業種別	事業実施予定期間 特定事業者	短期				中期		長期					H36以降	
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35		
道路	7. 宮古土木事務所 (街路班)		a. 一部歩道（カママ嶺公園前）のセミフラット化：久松線（県道平良久松港線）完了 b. 道路、歩道の拡幅：マクラム通り線（県道高野西里線）	c. 道路、歩道の拡幅：久松線（県道平良久松港線）										
	8. 宮古土木事務所 (維持班)		a. 路面及び、排水溝（表面）凸凹の改修、区画線の設置：西里通り c. 視覚障がい者用誘導ブロックの設置：西環状線（今後の歩道整備に合わせて設置を検討していきたい） d. 視覚障がい者用誘導ブロックの改善〔ブロック色の明るさ向上〕：市場通り線（要点検） e. 視覚障がい者用誘導ブロックの改善〔ブロック色の明るさ向上〕：下里通り線（要点検） f. 歩道の拡幅、改修〔段差〕：平良保良線（拡幅計画は現在ない） g. 視覚障がい者用誘導ブロックの設置：平良保良線（設置計画は現在ない） h. 休憩施設〔ベンチ等〕の設置：空港線（道路管理上、支障が生じる恐れがあり、困難と思われる）											
	9. 宮古島市 (都市計画課整備係)					a. 歩道の改修〔段差、傾斜、舗装〕：大原線（H30以降に検討していく） b. 視覚障がい者用誘導ブロックの設置：大原線（H30以降に検討していく） c. 道路移動円滑化基準に沿った都市計画道路の整備：大道線（H28以降に実施される区間については、当該基準に則した整備に努めていく） f. 道路移動円滑化基準に沿った都市計画道路の整備：下里通り（整備済み）								
	10. 宮古島市 (道路建設課)		a. 歩道の段差解消、誘導ブロック設置、電柱を道端へ移設：中央通り線（A-23号線） b. バス停の整備、路面凸凹・歩道勾配の改善、誘導ブロック設置、交差点改良整備：中央縦線 c. 電柱地中化、歩道のセミフラット化：中央縦線 d. 定期的な道路パトロールによる問題箇所の早期発見：全ての生活関連経路（逐次、進めていく） e. 道路、歩道状況（工事情報や整備状況等）の情報発信の検討：全ての生活関連経路（逐次、進めていく） g. 歩道の 신설、視覚障がい者用誘導ブロックの設置：A-32号線（道路改良により新設、設置していく） h. 歩道の拡幅、視覚障がい者用誘導ブロックの設置：B-80号線（道路事業でH24から整備中） i. 歩道の 신설、視覚障がい者用誘導ブロックの設置：久貝30号線（要点検）											
	交通安全	12. 沖縄県 公安委員会		a. 中央縦線 c. マクラム通り線 d. 荷川取線、下里通り線 e. 違法駐車行為の防止	信号機のバリアフリー整備<音響、歩行者用青時間の確保・経過時間表示>と道路標識及び道路標示の高輝度化		b. 荷川取線、久松線	信号機のバリアフリー整備<音響、歩行者用青時間の確保・経過時間表示>と道路標識及び道路標示の高輝度化						
		13. 宮古警察		a. 標識・表示の視認性の確保（バリアフリー事業計画推進に向けて、関係機関に対し申請及び要請に当る） b. 違法駐車取り締まりの強化（事業計画推進に向けて、対応に当る） c. 違法駐車防止等の広報・啓発活動の実施（事業計画推進に向けて、対応に当る） d. 交通規制の実施（事業計画推進に向けて、対応に当る）										

■：特定事業計画内容 □：ヒアリングによる特定事業内容



■ 年次計画図（建築物以外）

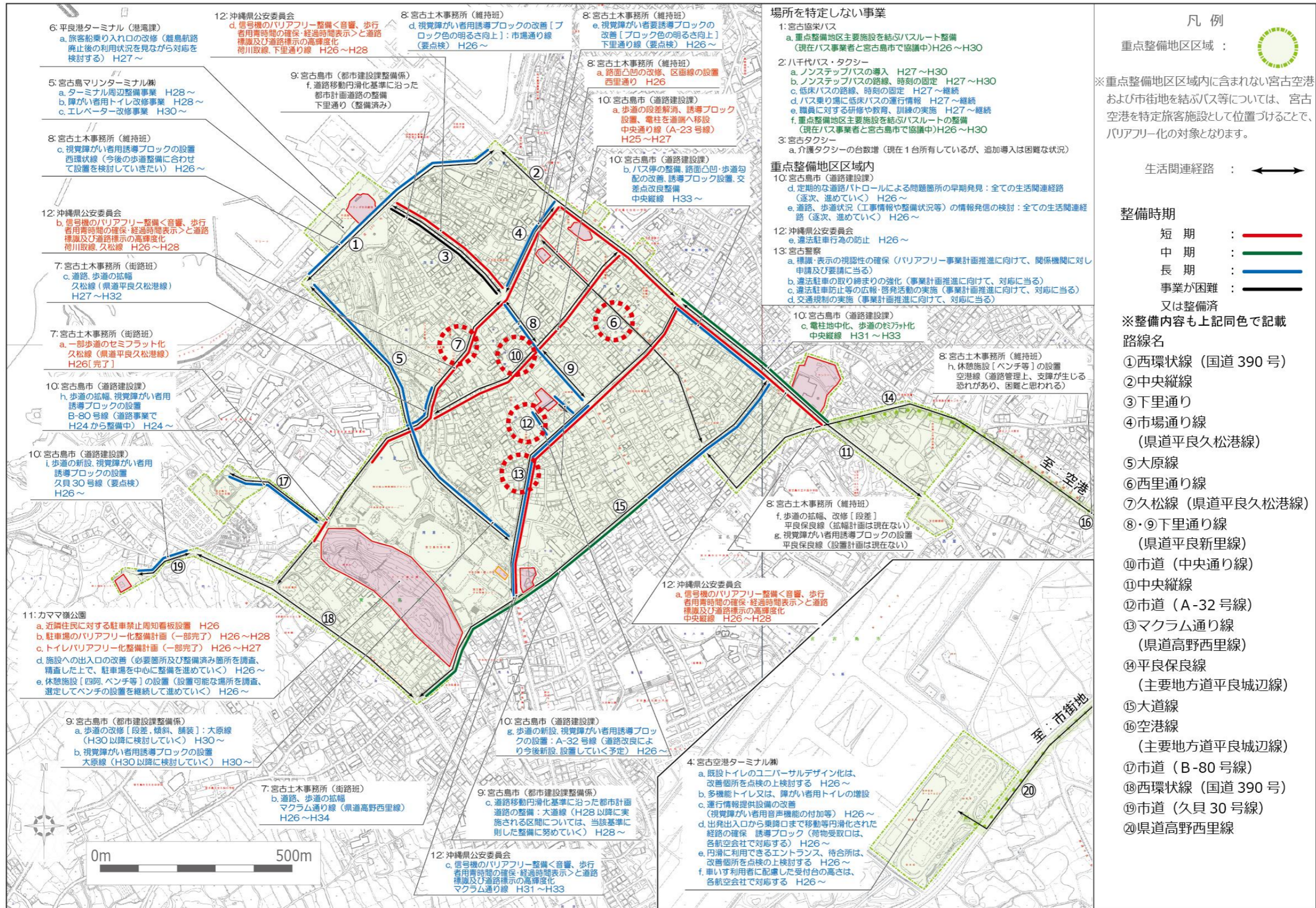


図 年次計画図（建築物以外）



表 年次計画表（建築物①）

特定事業種別	事業実施予定期間 特定事業者	短期				中期		長期					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36以降
建築物	14. 宮古島市役所平良庁舎 (総務財政課)												
	a. 出入口スロープの改善（地下駐車場の障がい者用スペースの拡充などの対応に努めながら、改善に向けて検討していく）												
	b. 出入口ドアの自動化 H25.3 整備済												
	c. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置												
	d. エレベーターの増設検討、改善：必要箇所を点検、調査した上改善していく												
	e. 車いす利用者に配慮した台の高さの検討												
	f. 誰もが円滑に利用できるトイレ 1F 整備済												
	g. 駐車場への誘導係の配置：混雑時、警備員を配置して対応しているが、障がい者等の車両か判断が困難な場合の対応を、今後検討していく												
15. 平良図書館 (教育委員会)	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 b. ドアの自動化 c. 点字・音声案内を含めた施設案内版の設置 d. エレベーターの設置 e. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置 f. 障がい者用駐車場の設置												
H29年3月に移転する予定なので、現時点では計画はありません													
16. マティダ市民劇場 (宮古島市)	a. トイレ案内の工夫												
b. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置：改善													
c. 点字・音声案内を含めた施設案内版の設置：案内表示版を点字対応に改善、音声案内の設置、トイレを点字対応に改善													
d. エレベーターの設置：観客席は後列座席と前列4列取り外し可能となっており、築20年の現在の施設では計画は考えていません													
17. 宮古島市中央公民館 (教育委員会)	a. 駐車場から出入口までのアクセス路の改善 b. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 c. 障がい者用駐車場の設置												
H29年頃、新たに建設される「未来創造センター」に組み込まれる為現在の所改修の予定はありません													
18. 働く女性の家 (宮古島市)	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置												
b. 出入口スロープの改善：改善済													
c. 障がい者用駐車場の設置：設置済													
19. 平良福祉センター (健康増進課)	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 b. 出入口スロープの設置 c. 障がい者用駐車場の設置												
H26～27年新築予定 新築の際は、オールバリアフリー化を目指します													
20. 公設市場 (商工物産交流課)	a. 階段手すりの設置：H25年3月手すり付き階段設置済												
21. 平良老人福祉センター (介護長寿課)	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置												
b. 出入口スロープの設置・改善：設置済（簡易型）													
c. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置													
d. 障がい者用駐車場の設置													

■：特定事業計画内容 □：ヒアリングによる特定事業内容

表 年次計画表（建築物②）

特定事業種別	事業実施予定期間 特定事業者	短期				中期		長期					
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36以降
建築物	22. 株式会社サンエー	a. 駐車場から出入口まで移動円滑化された経路の確保（3店舗 増築時検討）											
		b. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（3店舗）											
		c. 出入口スロープの改善（H25 オリタ食品館整備済）											
		d. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置（3店舗 増築時検討）											
		e. 障がい者用駐車場の設置（3店舗増設）											
	23. 宮古郵便局	a. 出入口スロープの改善 b. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置 c. 障がい者用駐車場の設置	土地の売買及び大規模工事が見込まれるため、工事の実施（事業計画）を現段階で決定することはできません （車いす駐車場の健常者利用については、注意喚起を行います）										
	24. 平良西里郵便局	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（設置済み）											
		b. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置（施設借入のため、スペースの確保が困難）											
		c. 障がい者用駐車場の設置（道路沿いに2台分確保〔空き次第契約予定〕）											
25. 平良下里郵便局	a. 駐車場から出入口までのアクセス路の改善 b. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 c. 手すりの設置 d. 出入口スロープの改善 e. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置 f. 障がい者用駐車場の設置	局舎狭隘の解消、駐車場の確保を目的として、移転を検討 移転時期はH26年度中を予定											
26. 琉球銀行宮古支店		a. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置（障がい者用トイレへ改修）											
27. 沖縄海邦銀行宮古支店	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 b. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置 c. 障がい者用駐車場の設置（整備予定であり、整備時に検討）	建物の老朽化により、建替え時に検討											
28. 沖縄銀行宮古支店	a. 視覚障がい者誘導用ブロックの設置（H23 整備済） b. 誰もが円滑に利用できるトイレ又は障がい者用トイレの設置（多機能トイレに変更するために必要なスペースの確保 時期未定）												
29. 沖縄労働金庫宮古支店	a. 移動円滑化基準の則した施設建設（H9 新築においてバリアフリー整備済）												

■ : 特定事業計画内容    ■ : ヒアリングによる特定事業内容



■年次計画図（建築物）

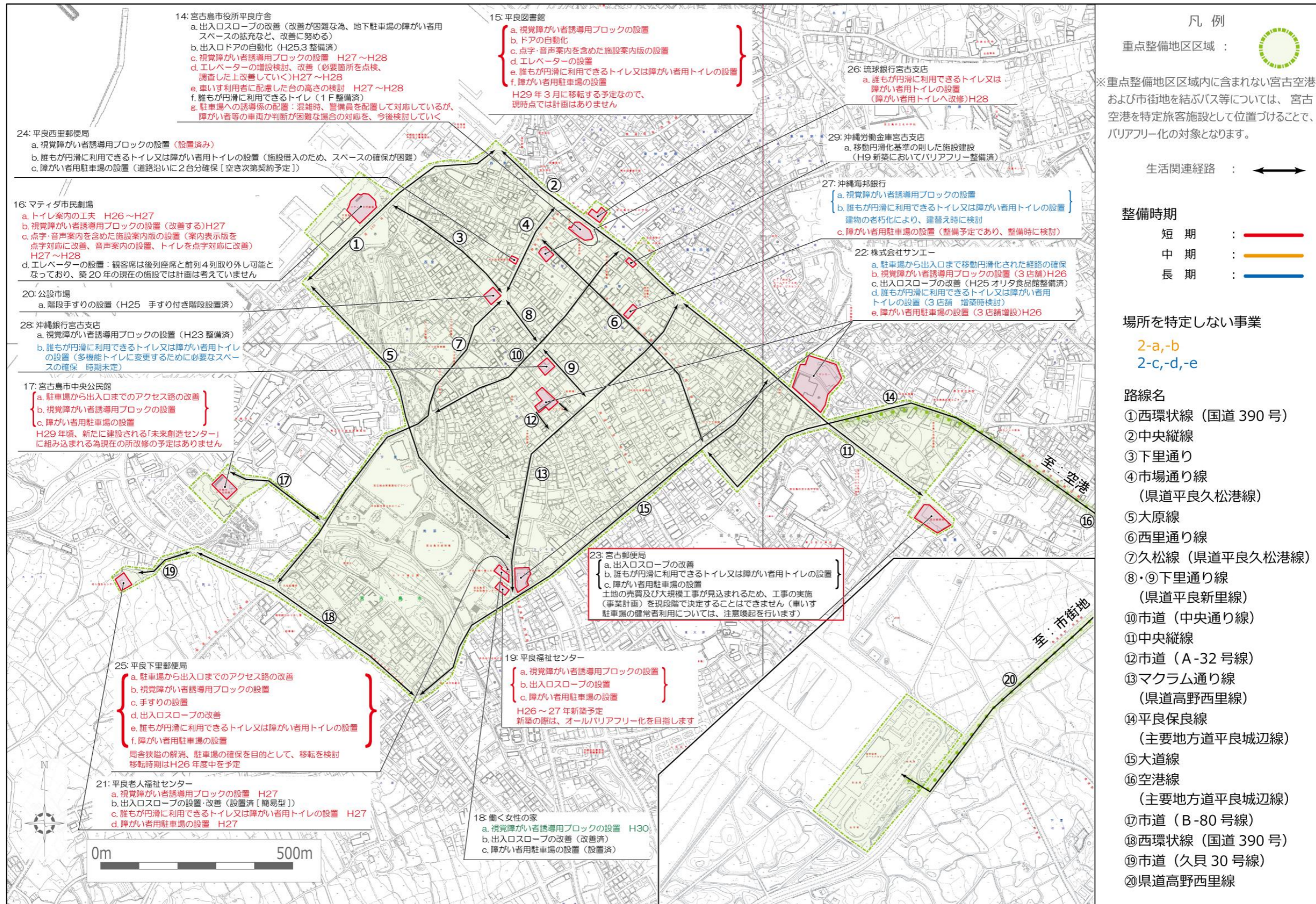
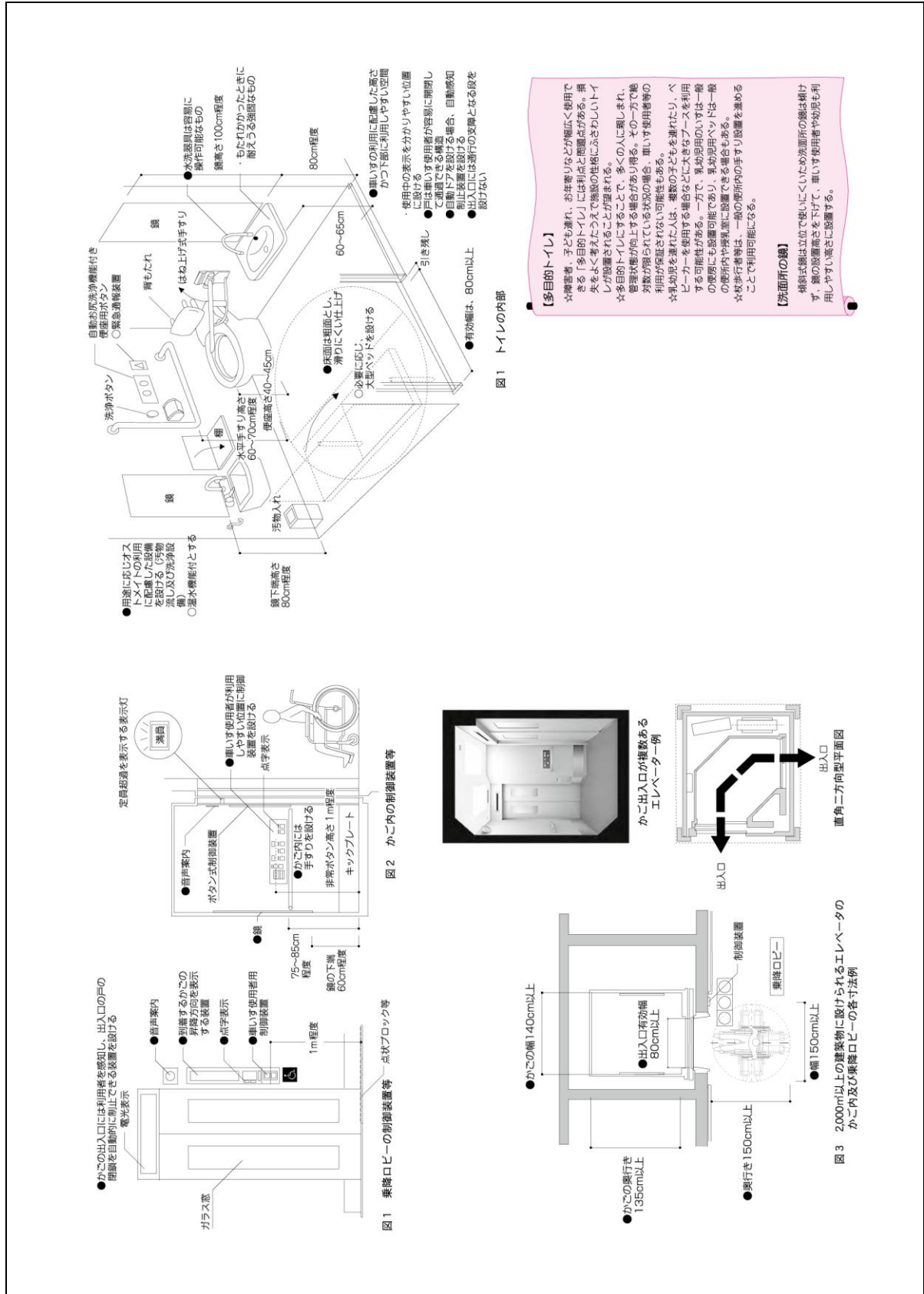


図 年次計画図（建築物）



## 4-8 バリアフリー整備指針

本計画における整備基準は、沖縄県の「福祉のまちづくり条例」のマニュアルを指針として整備を行う。  
以下に本計画に関連するマニュアルの抜粋を示す。



視覚障がい者誘導用ブロックの敷設例

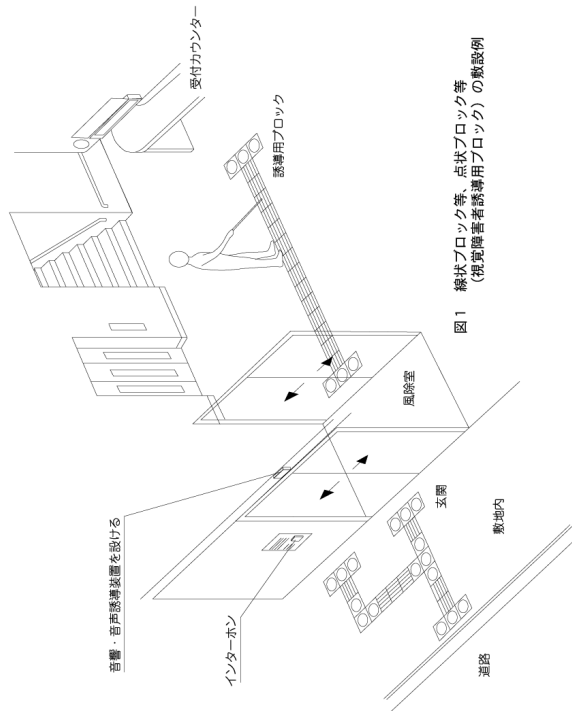


図1 線はブロック等、点状ブロック等  
(視覚障害者誘導用ブロック)の敷設例

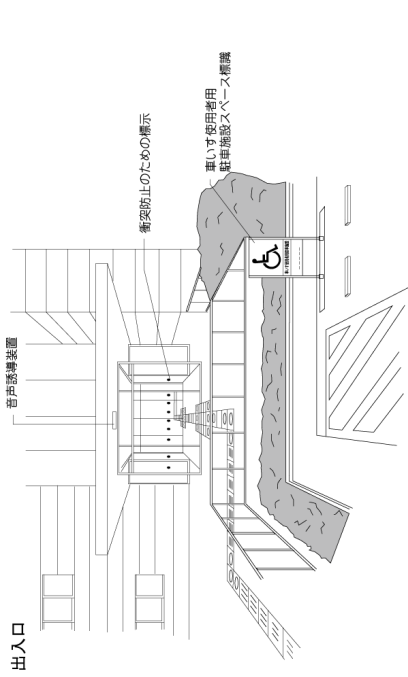


図1 主要な出入口の整備例

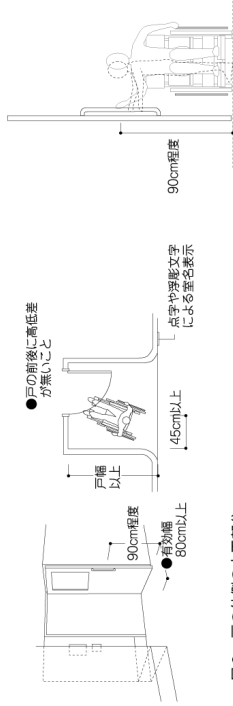


図2 戸の外側の水平部分

ドアハンドルの高さ

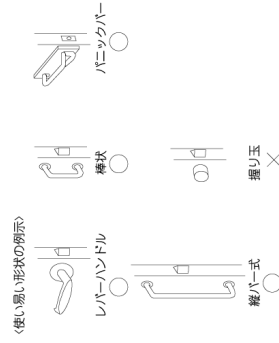


図3 取手の形式

**【車いす使用者が容易に開閉し、通過できる戸】**  
車いす使用者の開閉動作の容易さを考慮すると、自動式引き戸、手動式引き戸、押扉を有する開き戸の順になる。

**【その前後に高低差がない】**

戸の前後に車いすの待機のための水平なスペースを確保することであり、有効方法は自動及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は車輪幅+150cm以上が望ましい。

## 傾斜路

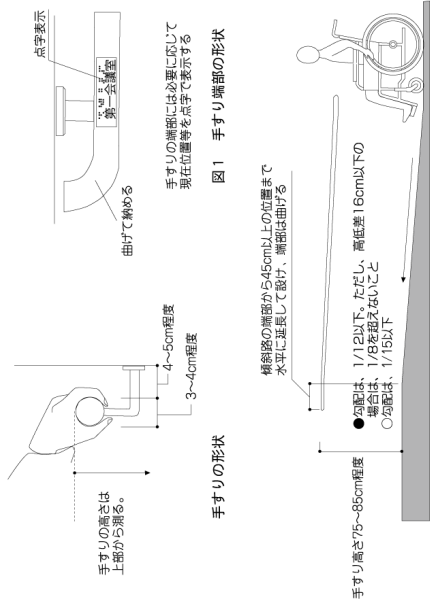


図2 傾斜路の勾配

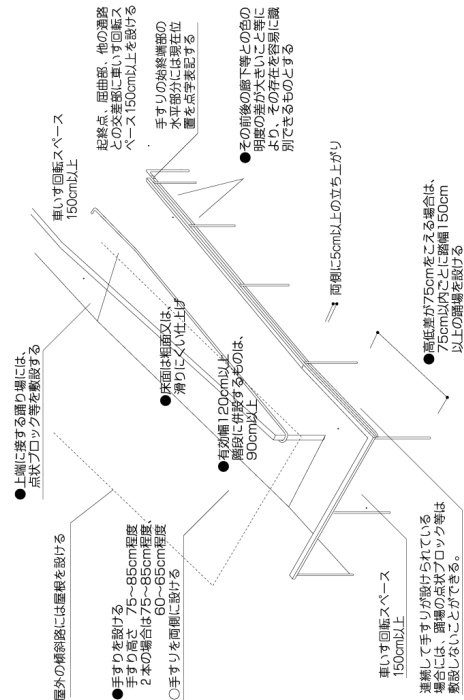


図1 傾斜路の構造

## 敷地内の通路

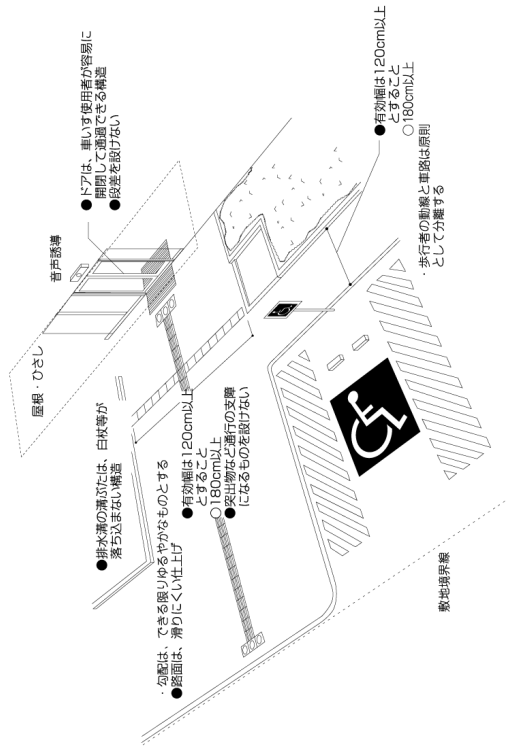


図1 敷地内の通路

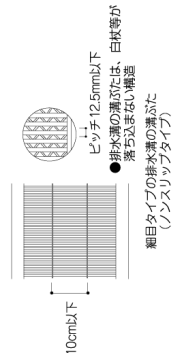


図2 排水溝の構造



廊下等

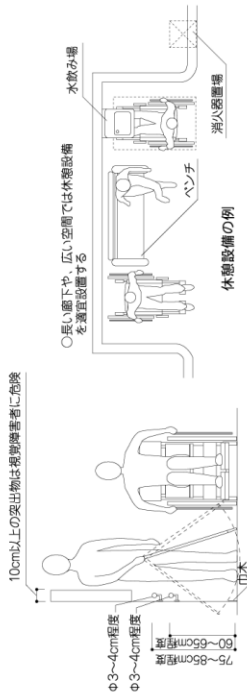


図1 室内の通路、壁面の配慮例

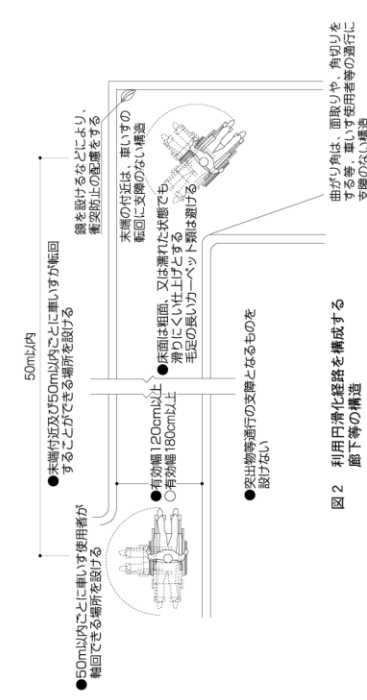


図2 利用円滑化経路を構成する廊下等の構造

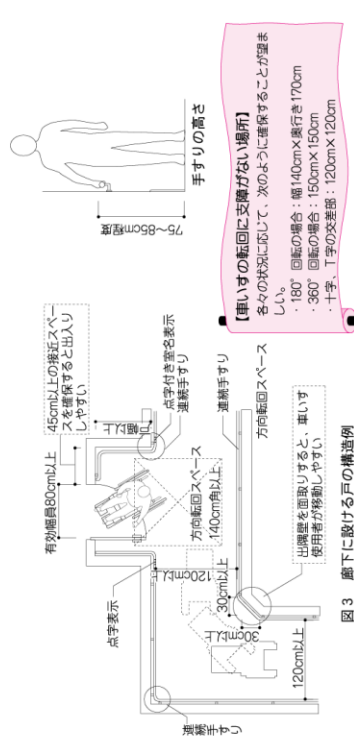
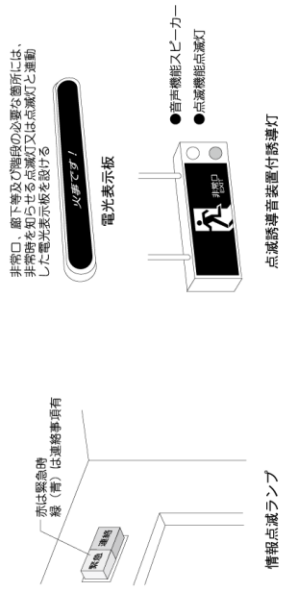


図3 廊下に設ける戸の構造例

案内設備



情報点滅ランプ

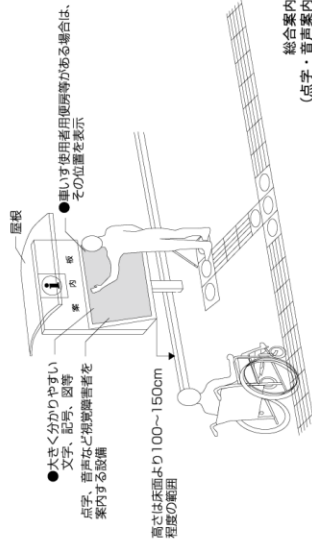


入口方向を示す案内



駐車場案内

各種サイン



・色彩

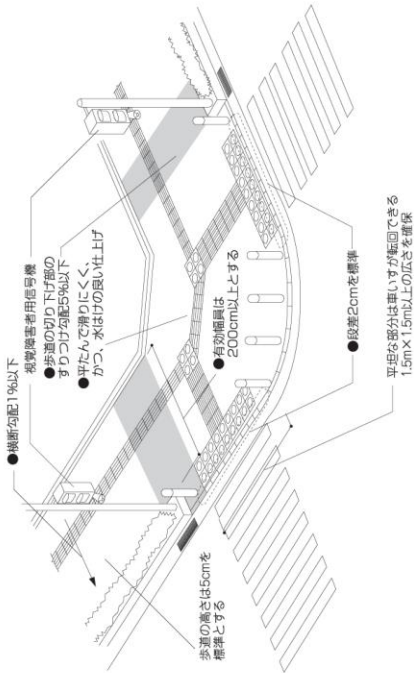
視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。ただし、色彩に配慮した舗装を施した舗装で、黄色いブロックを適用するとその対比効果が十分発揮できなくなる場合は、設置面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色とする。



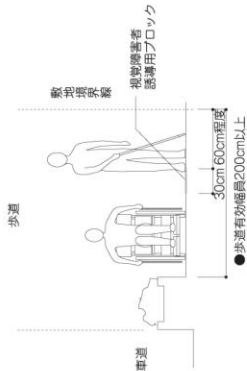
良い事例(輝度比 2.75)



悪い事例(輝度比 1.0)



交差点の整備



歩道の幅員と視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置



セミフラット方式の歩道構造